

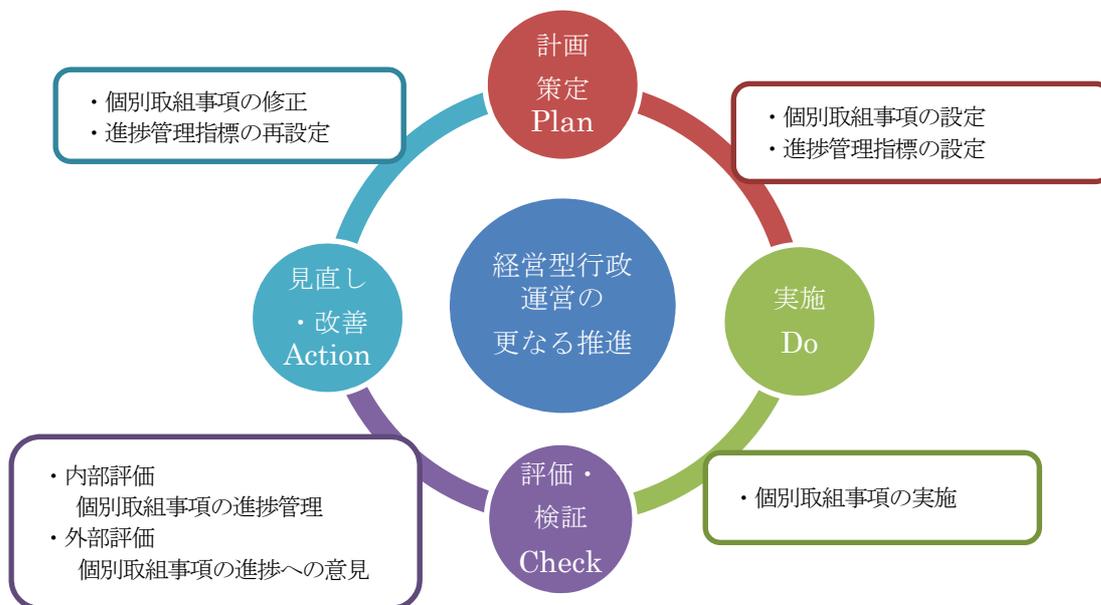
第4 行政改革大綱の推進体制と進捗管理（PDCAサイクル）

1 行政改革大綱の推進体制

- 行政改革大綱に係る取組の推進にあたり、行政改革推進本部において毎年度、進捗管理を行います。また、取組の中心となる担当課を明確にするとともに、担当課の部課方針書に毎年度位置付けます。
- 行政改革の実効性を高めるとともに、開かれた行政改革を推進するため、行政改革推進委員会により進捗状況を監視するとともに、推進委員会の評価・提言を尊重し、効果のある行政改革を推進します。
- 行政改革の推進には市民の理解と協力が欠かせないことから、推進状況などについて、広報紙やホームページを通して公表し、情報の提供を行っていきます。

2 進捗管理（PDCAサイクル）

行政改革を着実に実施するため、Plan（計画策定）－Do（実行）－Check（評価・検証）－Action（見直し・改善）のサイクルによる進捗管理を行います。



- 毎年度、行政改革の取組の一つひとつについて、過年度の実績と当該年度以降の具体的な取組内容を示していきます。
- 事務事業の見直しや行政改革の取組を具体化・充実する作業を進めるために、必要に応じて庁内横断ワーキングチームを設置し、組織横断的・集中的に検討します。
- 様々な外部要因のほか、行政改革大綱や行政改革の趣旨に基づき、必要性のある事業が新たに発生した場合は、関係部局との協議により実行に移します。